物であるニホンカモシカ、天然記念物であるマガン、オジロワシ、オオワシ及びイヌワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ等が確認されている。ニホンカモシカについては、計画路線は生息域の一部を通過するが、周辺には同様の生息環境が広く分布していることなどから、影響は少ないとされている。イヌワシ及びオオタカについては、営巣地が計画路線から離れていることなどから、マガン、オジロワシ、オオワシ、クマタカ及びハヤブサについては、営巣が確認されておらず、周辺には同様の生息環境が広く残されることなどから、影響は少ないとされているが、イヌワシ等については営巣地を移動して繁殖する可能性があることから、起業者はモニタリング調査を実施することとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタチハコベ、キンセイラン、準絶滅危惧として掲載されているナガエミクリ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、一般国道398号の主に南側を通過するルート案（以下「申請案」という。）のほか、主に北側を通過するルート案及びそれらの中間ルート案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は取得必要面積が最も少ないこと、トンネル及び橋梁の総延長が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う町道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、現道は道路幅員が狭小な区間等が存在し、自然災害等による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる三陸地域道路整備促進期成同盟会等より、東日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県登米市役所及び同県本吉郡南三陸町役場

○国土交通省告示第八百九十六号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　三ホ中「林町二千五百三十七番地十」を「今里町十一番一」に改める。

○環境省告示第百十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第一項の規定に基づき、瀬戸内海国立公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備えて供覧する。

平成二十四年八月七日

環境大臣　細野　豪志

一　追加する区域

兵庫県淡路市小田及び野島江崎の各一部

二　区域を表示した図面（省略）

○関東地方整備局告示第二百八十一号

登録住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年八月七日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　15

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社神奈川建築確認検査機関

三　⑴　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	清水　康成

⑵　変更年月日

平成二十四年七月二十七日

○環境省告示第百十七号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、瀬戸内海国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年八月七日

環境大臣　細野　豪志

一　特別地域に次の区域を追加する。

兵庫県淡路市小田及び野島江崎の各一部

二　第二種特別地域に次の区域を追加する。

兵庫県淡路市小田の一部

三　第三種特別地域に次の区域を追加する。

兵庫県淡路市野島江崎の一部

四　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第百十八号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定に基づき、瀬戸内海国立公園の特別地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備えて供覧する。

平成二十四年八月七日

環境大臣　細野　豪志

一　追加する区域

兵庫県淡路市小田及び野島江崎の各一部

二　区域を表示した図面（省略）